

MURC 政策研究レポート

【農山村・農林業の人材育成政策最前線～EUに学ぶ処方箋～】

これからの日本の農業人材育成

～志ある若い人材が農業に定着できる仕組みづくり～

日本の農業従事者人口が高齢化・減少するなか、農業の再生の基盤となる新たな農業人材の育成のあり方を検討することを目的とし、国内の関係機関及び海外の先進事例(オーストリアおよびスイス)を対象にヒアリング調査を実施した。調査結果をもとに、これからの日本の農業人材育成に向けた方策を提言する。

【調査結果の概要】

- オーストリアおよびスイスにおいては、直接支払い等の補助金を受けて農業経営を行うためにはファッハ・アルバイタと呼ばれる資格が必要であり、資格取得のための要件の一つとして、農業高校卒業が位置付けられ、農家の子弟の多くが通学している。
- 農業高校の教育課程においては、ファッハ・アルバイタの上級資格であるマイスターを有する農家での実習に重きが置かれているほか、座学においても農業生産技術だけでなく、簿記や会計、マーケティングといった農業経営全般に係る項目がカリキュラムに組み込まれている。
- 一方、農家の後取りが農業を継承するという世襲モデルがすでに破たんしている日本においては、当面は、人材育成に時間のかかる学校教育現場よりも、より実践的で即戦力の育成が期待できる農業法人が農業人材育成の担い手として期待されるところである。
- しかし、現状では、農業法人における人材育成において、行政による認定プログラムや客観的な評価基準はなく、各法人の裁量に任されているため、新規就農者が単に安い労働力として扱われ、自立に向けて必要となるスキルを身につけられないといった問題が散見されている。
- そのため、農業法人による人材育成を機能させていくためには、最低限満たすべき人材育成環境の基準を設定する必要があると同時に、人材育成にかかる農業法人の負担も大きいことから、前述の基準を満たす法人による人材育成に対しては費用の一部を助成する仕組みを導入することが有効と考えられる。
- 中長期的には、学校教育機関における農業教育について、基礎的教育を行う機関、発展的教育を行う機関、教育者を育成する機関など、各機関の役割分担を明確にして再編成する必要がある。その上で、資格制度を導入し、学校卒業および資格取得を補助金受給の要件にするなどして、学校制度・資格制度・補助金制度を連動させることで、学校卒業および資格取得が就農者にとってインセンティブの働くような新たな制度体系を構築する必要がある。

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

政策研究事業本部(東京)公共経営・地域政策部 研究員 岡村 健太郎

〒108-8248 東京都港区港南 2-16-4

TEL:03-6711-1240

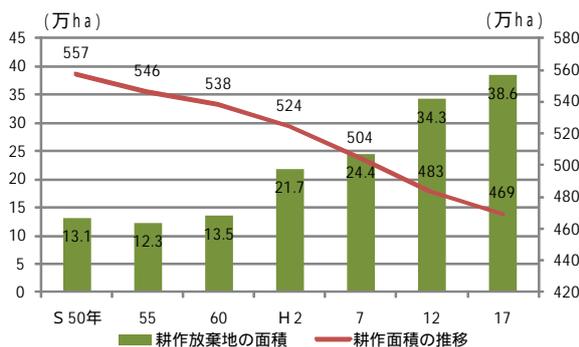
1. 本稿における問題意識と目的

今、農業がブームである。一般向けの雑誌やビジネス雑誌で農業特集が生まれⁱ、市民農園や体験農園を利用する市民が増加するⁱⁱなど、農業に注目が集まっている。上記の農業特集においては、ベランダ農業など素人が片手間でできる農業から、就農を目指す若者の取り組みまで幅広く紹介されている。

しかし、ブームとは裏腹に、日本の農業が抱える問題は深刻さの度合いを増している。例えば日本の耕作放棄地面積は昭和50年以降一貫して増加しており、平成17年時点で38.6万haにのぼり、耕作面積は昭和50年以降一貫して減少、平成17年時点では469万haで昭和50年の水準から15%以上減少している。

また、農業従事者数の減少が著しく、昭和50年から平成17年まで一貫して減少している。特に平成12年から平成17年にかけては約300万人減少するなど、近年減少ペースが速まっている。同時に、農業従事者の高齢化も著しく進展しており、平成17年時点での高齢化率は37.8%となっている。今後高齢の農業従事者が引退することで、農業従事者数の減少はさらに進むものと考えられる。

図表1 耕作放棄地および耕作面積の推移



資料) 農林水産省「農林業センサス」(各年)より筆者作成

図表2 農業従事者数とその高齢化率



資料) 農林水産省「農林業センサス」(各年)より筆者作成

こうした現状にあって、これ以上日本の農業の停滞を防ぐためには、新規就農者を増やすことが喫緊の課題となっており、政府も新規就農者獲得に向け様々な施策を展開しているところであるⁱⁱⁱ。しかし、仮に新規就農者の数を獲得できたとしても、彼らが独立して農業経営する上で必要な技術や知識を体系的に教育するシステムが日本には存在しないため、農業再生の基盤になる人材が育成されていないことが、農業の未来を考える上で根本的な課題ではないか、というのが本稿における問題意識である。

上記の問題意識を踏まえ、本稿では、中長期的な視点に立ちこれからの日本の農業分野における人材育成のあり方を検討することを目的とする。

2. 日本の農業人材育成の現状と問題点

日本における農業人材育成は、農業高校や農業大学校をはじめとした農業に関する学校教育機関によるものと、農業法人等によるものの2種類に大別できる。そして、日本の農業分野の人材育成における問題点は、学校教育機関と農業法人がそれぞれ抱える以下の内容に集約される。

学校教育機関：教育対象の不在

日本の農家では子弟が農家になる世襲制が崩壊しており、そもそもの教育対象として若年層で農業を目指す人の絶対数が少ないという現状がある。そのため、農業高校や農業大学校といった学校教育機関の中には慢性的に定員不足に悩まされている学校も多く^{iv}、就農を希望する学生のみならず多様な学生の受け皿になっている側面もあり、就農とは直接関係のないカリキュラムが組み入れられ、かえって教師や学生の教育や学習意欲が低下するといった悪循環に陥っている学校もある。

結果として、農業高校や農業大学校の卒業者に占める就農者の割合は極端に低く、それら学校教育機関が農業人材育成の機能を十分に果たしているとは言い難い状況にある^v。

農業法人：法人任せの教育

農家の世襲制が崩壊している現状においては、今後は農業法人を初めとする新たな担い手の活躍が期待される場所である。しかし、人材育成については行政による認定プログラムや客観的な評価基準はなく、各法人の裁量に任されているため、新規就農者が単に安い労働力として扱われ、その結果として就農しても多くが短期間のうちに離農してしまうといった問題が起きている。また、教育内容についても対処療法的なものに終始し、体系的なカリキュラムとなっていないため、独立に至る農業者が育たないといった問題も抱えている。

3. オーストリアおよびスイスにおける農業人材育成

前章で整理したような日本の農業分野における人材育成が抱える問題点の対応策を考えるにあたり、すでに農業教育システムが確立され、学校が農業分野の人材育成機関として機能している事例として、オーストリアとスイスの農業教育分野関係各所にヒアリング調査を実施した。なお、下表のLK（農林会議所）とは、州政府の農業関連の仕事を担う公的な組織で、性質は異なるが日本における農協に該当する農業者の組織である。LFI（農業教育機関）とはLKの関連組織、主に教育事業を行う民間組織であり、ともに農業教育分野で重要な役割を果たしている。

ここでは、ヒアリング調査の結果をもとに、両国の農業分野における人材育成の実態を紹介したのち、今後の日本の農業教育を考える上で参照可能なポイントを抽出する。

図表3 ヒアリング先一覧

ヒアリング先	場所
Grottendorf-Hardt（農業高校）	オーストリア グラーツ
Steiermark LK LFI（州農林会議所 農業教育施設）	オーストリア グラーツ
Agroimplus（農業連盟）	スイス チューリヒ
Berufsbildungszentrum（農業従事者教育施設）	スイス ルツェルン

（1）農業人材育成の実態

オーストリアとスイスの農業人材育成の実態について、それぞれ「資格制度」、「教育体系」、「カリキュラム」の3つの視点から整理する。なお、両国の農業人材育成の実態は似通っている部分も多く、以下ではより多くの情報を収集できたオーストリアをベースに、適宜スイスの情報を付け加える形で紹介

する。

資格制度

日本とオーストリアにおける農業全般に係る制度上の違いの一つに、農業に関する資格制度が挙げられる。資格制度は人材育成にも密接に関係する事項であることから、ここではまずオーストリアにおける農業に関する資格制度の概要を説明する。

オーストリアにはファッハ・アルバイタ（農業技術専門家）とマイスター（農業経営専門家）という資格があり、両資格の概要を整理すると以下ようになる。

図表4 オーストリアにおける資格制度の概要

	ファッハ・アルバイタ	マイスター
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・農業高校卒業（3年間の授業、1年間の実習） ・LFIによる200時間のプログラムの受講（農業高校を卒業していない20歳以上の希望者の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファッハ・アルバイタ資格取得後、農家での研修を行いながら、毎年8週間ずつ3年間州のLKが実施するプログラムを受講
資格取得のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・EUや連邦政府、州からの補助金受給 ・生産物の信頼性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の販売が可能（通常は営業証が必要） ・研修生の受け入れが可能 ・より多くの補助金を受給可能

資料)ヒアリングより筆者作成

ファッハ・アルバイタ

ファッハ・アルバイタ資格は、直接支払いなどの補助金受給や有利な融資を受けるための要件ともなっている。補助金なしで農業を続けていくのは極めて難しく、実質的にほとんどすべての農家がこの資格を取得することになる^{vi}。逆にいえば、農業を行う上で、ファッハ・アルバイタ資格を取得することが必要不可欠であるといえる。

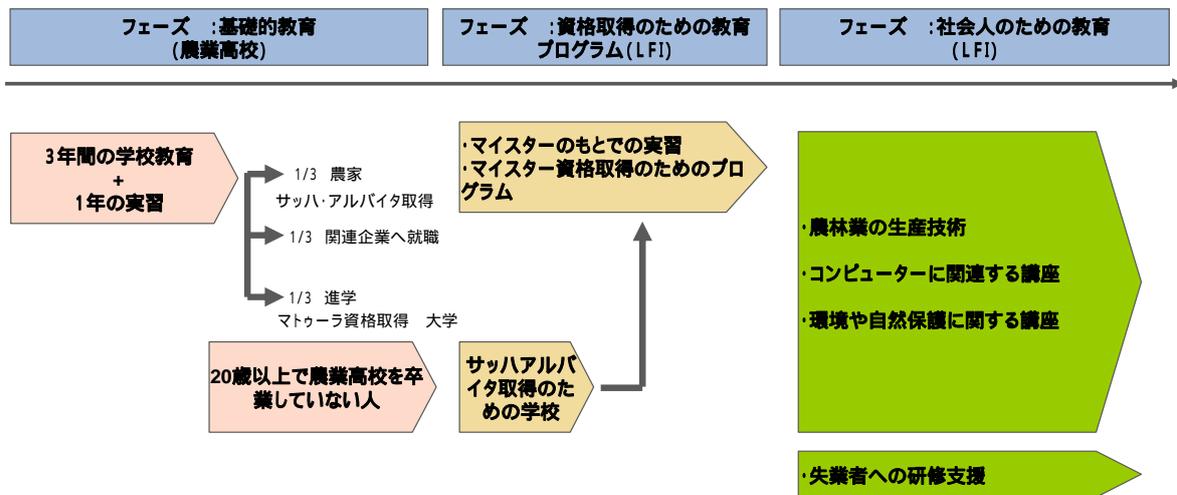
マイスター

マイスターというと、日本では高い技術力を持ち高品質の農産物を生産できる農家がイメージされかねないが、オーストリアでは農業生産技術よりも、むしろ経営に関する知識が必要とされる資格となっている。スイスにおいても同様のマイスター制度が存在し、資格取得には、マーケティングや税金、保険、会計、法律等の経営にかかる知識が必要とされるほか、5～10年間の農業経営プランを2タイプ作成することを求められており、経営に関するより実践的な知識が求められる。

教育体系

オーストリアにおける農業人材育成は大きく、農業の基礎的な技術や知識を学習する「農業高校」、ファッハ・アルバイタおよびマイスターの「資格を取得するための教育プログラム」、農家がより高いレベルを目指して専門的な知識や技術を学ぶ「社会人教育」の3つに分かれている。

図表5 オーストリアにおける農業の人材育成体系



資料)ヒアリングより筆者作成

基礎的教育 (フェーズ 1)

前述したように農業高校卒業がファツハ・アルバイタ資格取得の要件にもなっていることから、農業を目指す人はそのほとんどが農業高校に進学することになる。また、それ以外にも農業に関連する企業への就職を考えている人や研究者・教師を目指す人など、将来的に農業に関係する職業を目指す様々な学生が農業高校に進学している。卒業生の進路は、農家への就農と農業関係の企業への就職、大学など他の学校への進学がそれぞれ約3分の1と、ほぼ同じ割合となっている。

資格取得のための教育プログラム (フェーズ 2)

「資格取得のための教育プログラム」は、LFI (農業教育機関) が担っている。LFIは、EUからの補助金や講習会等における参加者からの受講料等を資金源とし、主に教育事業を行っている。

ファツハ・アルバイタ資格取得のためには、基本的には農業高校を卒業している必要があるが、農業高校を卒業していない場合でも、3年間の実習とLFIによる200時間の講義を受講することで資格を取得することが可能である。マイスター資格は、ファツハ・アルバイタ資格取得後、3~4年現場で働く間に、LFIが提供する3つのプログラムを受講することで、受験資格を得ることになる。

社会人のための教育 (フェーズ 3)

オーストリアにおける農家の教育は、「資格取得のための教育プログラム」同様LFIが担っている。施肥方法や牛の飼育に関することなど具体的な農業生産技術に関するアドバイスのほか、コンピューターの使用や自然にやさしい農業に関する講座、農業の社会的意義を理解するためのセミナー等、農家向けの教育プログラムを実施している。また、失業者に対して、農業以外の内容も含めた就職のための研修も行っている。

カリキュラム

ヒアリングを行ったオーストリアの農業高校 Grottendorf-Hardt（以下、G校とする）が立地するシュタインマルク州は、オーストリアのなかでも農業が非常に盛んな地域となっており、州内に農業高校が10校ある。各高校は、農業のほかに、畜産や果物、ワイン、有機農法、マーケティングなどの重点分野を設定し、それぞれ特徴のあるカリキュラムを組んでいる。G校は農業と園芸を重点分野に設定している。生徒は州内全域から集まっており、そのほとんどが平日は寄宿舍で生活し、休日は実家に帰るという生活スタイルをとっている。

図表6 ヒアリング先の農業高校（G校）の概要

生徒数：約130名（うち約120名が月曜日から金曜日まで寄宿舍生活を行っている）
入学要件：中学卒業（14歳）
カリキュラム：3年間の授業および1年間の実習
重点分野：農業、園芸、販売
職員：教員20名、技術者6名、調理師7名
農場：農場約70ha程度、森林約150ha
予算：学校経営に約25万ユーロ、農場経営に20万ユーロ（人件費別）を州から受給

図表7 農業高校での授業風景

女子学生も多く、全体の約1/3が農家に



写真)筆者撮影

図表8 農業高校が所有する広大な農地

学校が経営する広大な農場および森林



（2）農業人材育成のポイント

オーストリアおよびスイスにおける農業人材育成のポイントを、「資格制度」、「教育体系」、「農業高校のカリキュラム」それぞれに整理すると以下ようになる。

資格制度

経営を重視した資格制度

オーストリアおよびスイスにおける資格制度をみると、資格取得には農産物の生産技術だけでなく、販売も含めた農家の経営全般にまつわる知識が要求されており、それに沿ってバランスのとれた農業教育がなされている。

次世代育成の観点

農業教育においては農家における実習が最も重要なポイントとなるが、オーストリアにおいてもスイ

スにおいても、研修生受け入れがマイスター資格取得者のみに認められている。マイスターとしては安い労働力を確保できることにもなり、研修生としては研修先農家の品質が担保されているという点で、両者にとってメリットのある制度となっており、資格制度の中に次世代育成の観点がうまく取り込まれている。

また、オーストリアにおいては、農業分野においても定年制が組み込まれており、一定の年齢を超えた人材が引退することで、次世代の担い手が育成されやすい環境にあるといえる。

農家にとってインセンティブの働く制度設計

こうした優れた資格制度における運用面での成功要因の1つに、資格の社会的認知度が高く、消費者や取引先に対するアピールにもなることから、農家にとってもインセンティブの働く制度設計となっていることが挙げられる。

教育体系

農業高校の位置づけ

オーストリア・スイスいずれの国においても、農業高校卒業が補助金受給の要件になっていることもあり、農家の後継ぎにとって、農業高校が基礎的な農業の技術や知識を学ぶ場として明確に位置づけられている。両国においても農家の後継ぎが減少しつつあるという問題はあるが、それでも農家の後継ぎの多くが農業高校に進学している。また、農家の後継ぎ以外にも、農業に関連する企業への就職希望者や研究職を目指す学生など、農業に関わる様々な学生が農業高校に在籍しており、将来的に農業を営む上でのネットワークを築くためにも農業高校が重要な役割を果たしていると考えられる。

農家教育の充実

オーストリアの場合、州ごとのLFIが、地域の農業の特色や農家からの要望を受け、地域に見合った内容の教育活動を行っている。LFIが民間組織であることもあり、講座等是有料であることが多いが、必要であると考えられるテーマを、比較的自由に選定することができる。また、スイスの場合は、農業高校が農家のコンサルティングや社会人教育等の役割も果たしている。

農業高校の教師の育成

オーストリアにおいては、ウィーンに農業高校の教師育成のための学校があり、教師になるためには3年間その学校で学ぶ必要がある。ただし、その学校を受験するためには、農業高校を卒業後3年間別の学校に通う必要がある。教師を目指すものにとってはハードルの高い内容となっているが、それだけ教師の育成にも力を入れていることの証左である。

農業高校のカリキュラム

学校ごとに特色のある教育

農業高校のカリキュラムは複合経営を前提として組まれており、農業に加え園芸や観光など農業以外の分野を学べるカリキュラムとなっている。また、州内の農業高校における農業以外の分野は、学校ごとに重ならないように設定されており、学生は自らの志向性に基づき学校を選択することができる。

実践的な教育

農業高校が農場経営を行っており、生徒は実践的な環境の中で、農業を学ぶことが可能である。また、農家での実地研修を重視しており、マイスター資格をもつ農家での研修に非常に多くの時間を割いている（スイスの農業高校においては、3年間の内2年間は週5日のうち4日が農家での研修に充てられている）。そのほか、スイスでヒアリングを行った学校においては、企業から最新の農業機械をレンタルし教育に用いており、最新鋭の機械の使用手法やメンテナンスの方法を学ぶことが出来るという点で、生徒にとって実践的で有意義な内容となっている。

経営に重きをおいた教育

具体的なカリキュラムの内容としては、コンピューターの操作や金工工作、木工工作等、農業に必要な基礎的な教育全般を実施しているほか、農産物の販売やマーケティングなど農家経営に関する教育にも重きを置いている。

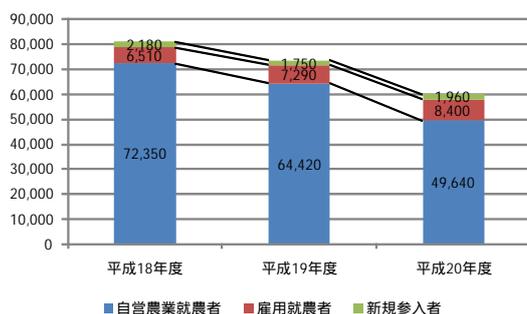
スイスにおいても、従来の農家は単なる生産者であったが、近年の農産物輸出入自由化の流れを受け市場環境が厳しくなっており、農家にも経営的なノウハウが必要とされる時代となっているとのことである。農業高校においても、専門家に依頼するなどしながら経営関係の授業に力を入れている。

4. 農業人材育成の再構築

(1) 今後の農業の担い手

農林水産省「新規就農者調査」によると、日本の新規就農者は大きく「**自営農業就農者**」、「**雇用就農者**」、「**新規参入者**」の3つに分けられている。「**自営農業就農者**」とは、農家の後継ぎを、「**雇用就農者**」とは農業法人等への新規就農者を、「**新規参入者**」とは独自に土地や資金を調達し農業を開始したものをそれぞれ指す。

図表9 就農形態別新規就農者数



自営農業就農者: 農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

雇用就農者: 調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

新規参入者: 調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者、業経営を開始した者をいう。

資料) 農林水産省「新規就農者調査」より筆者作成

平成20年における新規就農者数をみると、「**自営農業就農者**」が8割以上を占めているが、実数の推移をみると平成18年から20年にかけて急激に減少しており、今後もこうした傾向は続くものと考えられる。したがって、前章でみたような、農家の子息がそのまま農業を継承することを前提とし農業高校をベースとしたオーストリア・スイスの農業人材育成システムを、そのまま日本に適用することは難しい。むしろ、全体に占める割合は約14%と低いが、実数ベースでは数字が伸びている「**雇用就農者**」の

教育、つまり農業法人における教育を改善することが、「人材育成システムの不在」という日本における喫緊の課題に対する有効な対応策の一つであるといえる。

(2) 農業法人の人材育成環境に関する基準の設定

農業法人には経営規模が小さい法人が多いこともあり、単独で人材育成を行うには負担が大きい。特に農外からの新規就労者を一から育成する場合は、教育すべき事項が多い上、農作業の厳しさから離農してしまうリスクもある。それゆえ、現状においては、労働力を海外からの研修生やアルバイトに依存している法人が多く、技術や知識が次の世代に伝達されない一つの要因にもなっている。

人材育成は日本の農業全体にかかる課題であることから、今後は農業法人の人材育成に対して国が積極的に助成を行う必要があると考える。ただし、助成を行う際には、法人における人材育成環境に関する基準を設定し、基準を満たした法人に対して助成を行うような仕組みが必要となる。例えば下記に示すような基準を設け、それを公表することで、新規就農者が就職先を選定する際の参考にもなるだろう。

図表 10 農業法人の人材育成環境の基準例

<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた研修生の数 ・独立した研修生の数 <p>研修プログラムの有無 / 内容、研修期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修がプログラムとして計画的に行われているか ・生産から販売まで、農業経営に係る必要な事項が教育されているか ・必要な事項を学習するに十分な研修期間がとられているか ・研修を行う担当者が十分な知識や技術を有しているか ・研修生を複数受け入れているか（人数が少ないとモチベーションの低下につながる） <p>待遇・サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金の保障や社会保険等への加入 ・独立時 / 独立後のサポートの有無 / 内容 <ul style="list-style-type: none"> 独立を妨げるような契約となっていないか 独立時に必要なサポートがあるか 独立後も良好な関係が保たれる仕組みとなっているか <p>法人の経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修生を受け入れる上で十分な資機材を有しているか <p>情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記内容のうち、必要な項目について事前に情報公開がなされているか

資料)筆者作成

(3) 学校教育制度の根本的な見直し

前述したように、新規就農者に対する教育システムが存在しないという喫緊の課題への対応としては、農業法人における人材育成を挙げたが、中長期的には現行の学校教育システムを改革していく必要がある。実際に、農業法人が農業未経験者を一から教育するのは難しいということで、基礎的教育については学校が担うべきであるといった意見も挙げられている。

今後、中長期的に農業高校や農業大学校などの教育機関が、農業の担い手育成機能を果たしていくためには、オーストリアやスイスの事例でみたように、資格制度を導入し、学校卒業および資格取得を補助金受給の要件にするなどして、学校制度・資格制度・補助金制度を連動させることで、学校卒業および資格取得が就農者にとってインセンティブの働くような新たな制度体系を構築する必要がある。さらに、教育内容についても、実習を始めとする実践的な内容を充実させるとともに、農業の生産技術のみならず農業経営に関する知識も身につけられるようなカリキュラムを組むことが重要である。

また、各教育機関における教員を育成するシステムが欠落していることも、現行制度における大きな問題点として挙げられる。教員の育成については、オーストリアにおける事例にあるように国が担うべきであり、たとえば農業者大学校を拡充し教員の育成コースを設けることも考えられる。

そのほか、日本の場合は、農外の社会人が農業大学校に入学するケースも相当程度あり、その場合に基礎的な農業技術・知識を習得するための教育機関として、農業高校と農業大学校の機能が重複してしまう。そのため、将来的には各教育機関で、基礎的教育、発展的教育、教育者の教育などといった機能ごとに役割分担を明確化し、さらには農業分野の教育機関全般の再編成についても検討する必要がある。

(4) 日本の農業再生に向けて

農業従事者数の急激な減少により、日本の農業は危機的な状況にあるといえる。そして、農業従事者の高齢化率が進展している状況をも、このままでは、今後ますます状況は悪化の一途をたどっていくことが予想される。

農業の世襲制度が崩壊している日本において、こうした状況を打開するためには、農外からの新規就農者を獲得することが必要不可欠であり、新たな農業の担い手を育成する教育システムを根本的に見直す必要がある。そのための方策として、本稿では、短期的には農業法人における人材育成基準の設定および基準を満たす法人への積極的な助成を行うことを提言した。中長期的には、教育機関ごとの役割分担を見直し、学校卒業が就農者にとってインセンティブの働くような制度を構築した上で、学校においてより実践的かつ生産から経営まで含む包括的な教育を施していくことが必要であることを述べた。

農業がブームである今こそ、日本の農業再生の最後のチャンスなのかもしれない。将来の健全な農家育成のために、農業分野における教育インフラ整備に向けた取り組みが急務となっている。

- i 『BRUTUS』「みんなで農業」(2009年2月)、『週刊ダイヤモンド』「農業がニッポンを救う」(2009年2月)、『日経ビジネス』「儲かる農業」(2009年5月)、『アエラ』「得する農業」(2009年11月)など。
- ii 農林水産省によると、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法に基づき開設された市民農園の数は年々増加しており、平成21年3月末時点で、全国で3,382農園となっている。
- iii 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月)等
- iv ただし、他産業の雇用情勢の悪化や農業そのものへの関心の高まりもあってか、全国農業大学校協議会によると、平成22年度の全国の都道府県立農業大学校の入学者数(養成課程)は前年より2割増加し、定員に対する入学者の割合は94%で、平成15年来初めて9割を超えたということである。
- v 平成18年度の農業高校新卒者の就農率は2.5%、道府県の農業大学校への進学率は3%にとどまっている。(農林水産省資料)
- vi EUが定める条件不利地域のなかでも農業を行うのが最も難しいとされる「山岳地域」では、農家の収入の約56%が補助金となっている。

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。